別紙様式１（第４条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決　裁 | 校　長 |  |  |  | 担　当 | 受　理 | 年　　月　　日 |
|  |  |  |  |  | 決　裁 | 年　　月　　日 |
| 承　認　・　不　承　認 | |

学校長　殿

年　　月　　日

学校名あああああああああ

氏　名

公務出張に使用する自家用車登録申請書

　公務出張の自家用車の使用に係る裏面の各条件を承諾し、公務出張に使用する自家用車について、自動車任意保険証書の写しを添えて、宇美町立学校に勤務する職員の自家用車による公務出張に関する取扱要領の規定により、次のとおり届けます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 登録車両 | 車種 | | | | ナンバー | | |
| 保　険　の  種　　　類 | 契約先 | 証書番号 | 保険種類 | 保険金額  （千円） | 保険期間 | 所属長 | 承認日 |
| 自動車保険  (任意保険) |  |  | 対　人 |  |  |  |  |
| 対　物 |  |
| （変更１） |  |  | 対　人 |  |  |  |  |
| 対　物 |  |
| （変更２） |  |  | 対　人 |  |  |  |  |
| 対　物 |  |
| （変更３） |  |  | 対　人 |  |  |  |  |
| 対　物 |  |
| （変更４） |  |  | 対　人 |  |  |  |  |
| 対　物 |  |

（注）親族所有の自家用車については、職員に対して適用のある任意保険であること。

登録の取消し

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取　　　　消　　　　理　　　　由 | 取消年月日 | 校長 |
| １　職員が自動車運転免許について、免許取消、免許停止の処分を受けている  ２　登録している自家用車について、車検を受けていない  ３　職員から登録の取消しの申し出があった  ４　その他自家用車を登録することが適当でないと校長が判断する場合  　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |

公務出張の自家用車使用に係る条件について

１　自家用車出張の承認基準

　(1)　優先交通手段

　　自家用車による出張は、公用車を使用することが困難な場合で、通常の公共交通機関を利用する場合より効率的で円滑な公務の遂行が可能になると判断されるとき、その都度、職員の申請に基づき、予め校長が承認して行います。

　　したがって、公務出張の移動手段は、公共交通機関又は公用車使用を優先してください。

　(2)　自家用車出張の範囲

　　自家用車の使用は、原則として県内の出張に限ります。

　(3)　申請禁止事由

　　次の場合には、職員は自家用車出張を申請してはなりません。

　　ア　自動車の運転免許を有せず若しくは失効し、又は、免許の取消・停止の処分を受けているとき。

　　イ　酒気を帯びて運転するおそれがあるとき。

　　ウ　心身の傷病、過労、薬物の影響その他の事情により、正常な運転ができない又はできなくなるおそれがあるとき。

　　エ　出張に使用する自家用車が車検を受けていないとき、又は点検、整備が不十分であるとき。

２　自家用車の登録とその要件

　(1)　通則

　　自家用車出張をしようとする職員は、所定の様式に必要事項を記入の上、校長に提出し、予め、出張に使用する自家用車の登録を受ける必要があります。（以下「登録」という。）登録が完了していない自家用車は、出張に使用できません。

　(2)　登録できる自家用車の範囲

　　道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第1項に定める自動車（自動二輪を含む。）及び原動機付自転車で、職員又はその親族が所有するもの（割賦販売法（昭和36年法律第159号）による割賦等で購入し、所有権が保留されているものを含む。）とし、車検証の有効期間内のものに限ります。

　　なお、特殊車両・改造等で、公務執行上適当でないと判断される場合は、登録は受けられません。

　(3)　自動車保険加入の要件

　　登録しようとする自家用車については、自動車損害賠償保障法に基づく責任保険又は責任共済（以下「自賠責保険」という。）のほか、以下の補償内容をいずれも満たす自動車任意保険に加入してください。

　　ア　対人賠償保険の補償額が無制限であること。

　　イ　対物賠償保険の補償額が2000万円以上であること。

　　ウ　公務出張中の事故が補償対象となること。

　※近年、「業務使用」＞「通勤使用」＞「日常・レジャー使用」など、契約者の主な使用目的により保険料の変わる自動車任意保険が増えています。この場合、届け出た使用目的に用いる頻度など実態が変わった際に使用目的の変更手続きをしないと保険金が支払われないことがあります。（転勤や転居等で生活スタイルが変化したときは、注意が必要です。）このような保険契約の場合は、使用目的や頻度の実態に即した保険契約になっていることもウの条件に含みます。

　※上記ア、イにかかわらず、平成26年4月1日時点で、当該要件を満たさない任意保険しか適用されない自家用車については、当該保険の更新時又は平成27年4月1日までには要件を満たすことを条件として使用が認められます。

３　交通事故の処理等

　(1)　運転上の遵守事項

　　自家用車出張時は、交通法規を遵守し、運転には万全の注意を払ってください。また、運転中は体調に十分注意し、くれぐれも無理をしないようにしてください。

　(2)　交通事故の際の措置

　　万一、自家用車出張中に事故を起こしてしまったときは、直ちに運転を停止し、けが人の救護、道路における危険防止の措置、警察への届出、相手や事故状況目撃者の確認、保険会社への連絡等の必要な措置を取るとともに、速やかに校長に報告し、指示に従ってください。

４　損害賠償について

　(1)　職員の損害賠償負担

　　自家用車出張中の事故により他人に損害を与えた職員は、２(3)の要件により加入している自賠責保険及び自動車任意保険による保険金支払限度額まで被害者の損害を賠償するものとします。

　(2)　町の損害賠償負担

　　自家用車出張の承認を受けた職員が、自家用車出張中の事故により他人に損害を与えた場合において、被害者に対する損害賠償額が２(3)の要件により加入している自賠責保険及び自動車任意保険の保険金支払限度総額を超えるときは、町は当該超える部分の損害賠償額を負担します。その他の費用は、町は一切これを負担しません。

　(3)　町の損害賠償負担の適用除外及び求償権

　　自家用車出張中の事故により第三者に損害を与えた職員が、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、町は(2)に掲げる損害賠償の全部（又は一部）を負担しません。この場合において、町が被害者に支払った損害賠償額があるときは、その全部（又は一部）を当該職員に求償します。

　　ア　当該事故につき、職員に故意又は重大な過失があったとき。

　　イ　保険契約の告知義務・通知義務違反、保険料未納、契約解除等によって、職員が加入していた自賠責保険及び自動車任意保険が事故当時適用されない又は失効するなど、職員が(1)に掲げる方法により賠償できないとき。

　　ウ　職員が、加入している自賠責保険及び自動車任意保険の保険金請求権を行使しないなど、(1)に掲げる損害賠償を職員が負担しないとき。

５　承認を受けない自家用車公務使用の禁止

　職員は、未登録の自家用車を公務に使用し、又は、校長の承認を受けずに自家用車出張を行ってはなりません。これに従わずに、万一事故を起こした場合、町はその責を一切負いません。